

講じた措置の内容

(1) スワンなにわへの職員派遣

平成 18 年 9 月 12 日付け監査の結果において、支出後 5 年を経過していない本件職員に対する給与のうち、本市の事務に属しない本件法人の固有業務に従事した対価に見合う額について、職員の給与に関する条例ほか関係規則に基づき精査した金 20,865,130 円を、平成 18 年 10 月 12 日付けで本件職員に対して返還を求め、平成 18 年 10 月 19 日に収納しました。

これとは別に、監査の結果を踏まえた任意の給与返還の申し出に基づいて、平成 18 年 10 月 19 日に金 4,000,000 円を収納し、あわせて金 24,865,130 円の収納を確認しました。